



第 3 部

前期基本計画

第3部 前期基本計画

序 章 基本計画について

1 基本計画の目的と計画期間

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた「目指すまちの姿」の実現に向けて、基本施策を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

住民とともにまちづくりを進めるために、基本計画では施策ごとに「施策目標」「数値目標」を明示し、成果に対する的確な管理を行う仕組みを導入します。

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 基本計画の見方

基本計画では、基本施策に対応した施策を分野別に体系化し、施策ごとの取組内容や目標について掲載しています。

【 施策目標 】

施策の目的・方向性について記載しています。

【 施策を取り巻く環境(現況と課題) 】

施策に係るまちづくりの動向やこれまでの取組等について記載しています。

【 施策での取組 】

施策の成果向上を図る重点施策について記載しています。

【 協働による取組(わたしたちができること) 】

施策の目標達成に向けて、住民・事業者等に期待される役割について記載しています。

【 関連する個別計画 】

施策推進に関連する個別計画について記載しています。

【 数値目標 】

施策での取組を実施したことによる成果向上を把握するための指標とその現状値・目標値について記載しています。

3 計画の推進

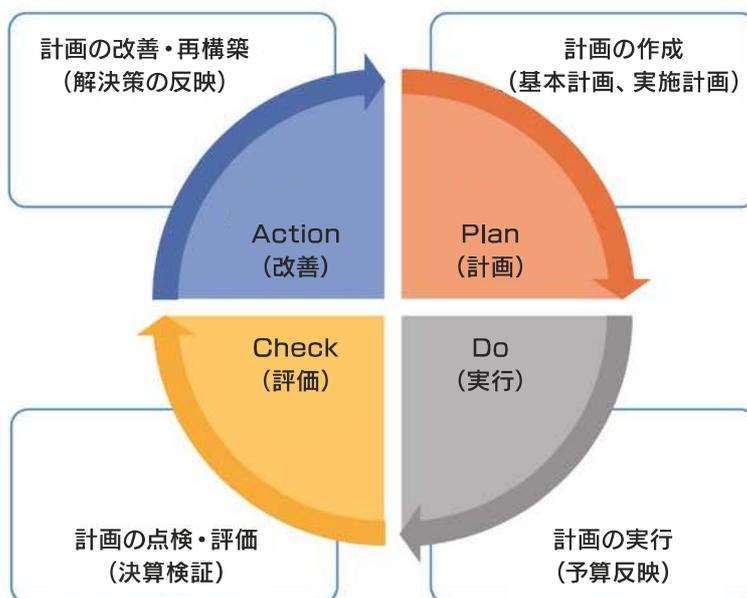
基本構想における将来を見据えた、明るい未来のある玖珠町の実現、基本計画の推進にあたっては、今後厳しい財政状況が予想される中、持続可能な行財政運営基盤を確立し、住民との協働により、実効性の高い取組を推進していくことが不可欠です。

そのなかで、行政における各種施策・事業の実施は、より一層、住民へもたらす成果・満足度といった、効果を追求、重視していく必要があります。

そこでPDCAサイクルを基本として、施策事業の進捗管理、実施後の検証、職員による自己評価及び外部委員会等による評価を実施し、事業の必要性・効果等を確認しながら、適正な予算配分、人員配置を実施していくこととします。

なお、住民に町政をわかりやすく伝え、関心を持ってもらえるよう、施策評価の結果を定期的に公表するほか、計画最終年には、まちづくり基本指標である住民の幸福感・暮らしやすさの指標、人口推移状況等について検証を行い、まちづくり全体を総合的に評価します。

図表 PDCAサイクルによる計画の推進



基本施策1

地域に活力があふれるまちづくり

施策1-1 住民協働・地域コミュニティの充実

〔 施策目標 〕

- 多くの住民が様々なかたちでコミュニティ活動に参加し、地域の特色を生かしながら、地域の活性化につながるようなコミュニティ活動を目指します。
- 住民と行政の相互のコミュニケーションの機会を広げ、住民の町政への積極的な参画^{*}や、地域住民が主体となった地域課題の解決や地域づくりを促進します。

^{*}参画：
事業や政策等の計画段階から関わること。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

（コミュニティ活動）

- 地区コミュニティ運営協議会では、4地区の自治会館を拠点としてイベントや講座、サロン、防災、多世代交流等の地域活動が行われています。取組状況や方向性に相違がみられるため、4地区の役員からなるコミュニティ連合会を設立し、各地区コミュニティの課題の解決に向けた情報の共有を図っています。
- 地区コミュニティ運営協議会においては、各コミュニティ役員の高齢化や固定化がみられるほか、若い世代の参加が少ないため、幅広い世代が参加しやすいような取組が求められます。
- 拠点となる施設については、老朽化も懸念されることから、効率的で適切な施設管理と事業運営が必要となります。

（集落対策）

- 人口減少、少子化・高齢化、一人暮らしや高齢世帯の増加により、安全で安心な暮らしや環境美化、農地等の維持管理、季節行事の開催等、自治区・集落活動の維持が困難となってきています。
- 生活様式や価値観の多様化等、社会状況の変化により自治区への、未加入者が増加しているほか、279自治区のうち、15世帯以下の自治区が60%以上ある等、人口規模に応じた自治区の再編が必要となっています。
- 自治公民館の老朽化に対して、計画的な整備が必要となりますが、今後の人口減少社会に対応するため、自治公民館周辺にある他の公共施設との複合化も検討することが必要となります。



施策での取組

町の取組(重点施策)

1-1-1: 住民参画による「協働」の推進

- 住民主体による、より良いコミュニティ組織の運営に向けて、町との連携により協働の取組みを推進します。
- ワークショップなど性別や世代を問わず意見を反映できる場を提供し、進行役となるファシリテーターの養成による人材の育成や仕組みづくりを進めます。
- 地域福祉計画の実現のため「支え合いマップ」づくり等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治委員、防災士会、自主防犯組織等が協働して取り組む仕組みづくりを支援します。
- 送迎ボランティアや有償生活支援等、地域のニーズに対応したボランティア活動を支援します。
- 若者や移住者等の新しい発想を積極的に施策に取り入れ、協働によるまちづくりを進めます。

1-1-2: 地域の特徴にあった地区コミュニティの推進

- 地域づくりの主体となっている地区コミュニティは、それぞれの地域資源や特色を生かしながら、福祉・防災・教育・環境・伝統芸能や文化活動など様々な場面で、多様な世代が活躍・交流できる場となるよう推進します。

1-1-3: 適切な施設管理・運営

- コミュニティ活動の拠点となる自治会館を含む各種施設や、備品の計画的な整備を行うとともに、指定管理者制度による適切な施設管理・運営を図ります。
- 自治区の実情に合った、自治公民館の計画的な更新を行います。

1-1-4: 自治機能の選択と連帯感の創出

- 自治委員会議、自治委員代表者協議会、自治委員研修等を行うことによる情報の共有と意見の聴取により、自治区に必要な機能の見直し、行政区としての自治区の再編、自治委員の仕事の見直し等を行い、集落機能の存続を目指します。

1-1-5: 持続可能な集落の実現

- 集落支援員の巡回による地域の問題や課題、困りごと等の把握に努め、町や関係する組織、団体と連携しながら、課題解決のための仕組みづくりに向けた体制を構築します。

1-1-6: 広報・広聴・情報発信への充実

- 「広報くす」については、住民目線に立った情報発信に努めます。
- ホームページについては、町政の重要課題に関する情報を積極的に発信します。
- 住民の様々なニーズに対応する媒体を活用し、住民が必要とする情報を発信します。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・自身の暮らす地域に関心を持ち、イベント・地域活動に積極的に参加する。
- ・身近なコミュニティ(近所付き合い)や周辺自治区とのつながりを大切にする。
- ・町の広報誌やホームページ等、町政に関する情報の把握に努めるほか、懇談会等に参加し、地域の活動や町の取組について、相互に理解を深める。

関連する個別計画 (担当課は令和3年4月1日現在)

- 過疎地域自立促進計画 【企画商工観光課 企画政策班】
- 辺地に係る総合整備計画 【企画商工観光課 企画政策班】

数値目標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値	
				令和7年(2025)	令和12年(2030)
1	コミュニティ活動による自治会館の利用件数	R2	4,239件	4,500件	5,000件
2	自治区再編等による自治区加入率の向上	R2	72%	75%	80%



施策1-2 まち・地域づくりの担い手の育成

〔 施策目標 〕

- 子どもの頃から地域の魅力や伝統・文化を知る機会を増やし、地域へより大きな愛着や誇りを持てるようなまちを目指します。
- 若い世代が季節の作業や行事等を通じて地域との関わりを持ち、地域を担う人材として育てていくまちづくりを目指します。

施策を取り巻く環境(現況と課題)

(まち・地域づくりの担い手の育成)

- まち・地域づくりの主体となるのは「そこに住む住民」であり、人口減少とともに、まち・地域づくりの担い手が不足することが懸念されます。こうした状況は、地域の活性化やコミュニティ、集落機能の低下につながる重大な課題であり、地域に根づくづくりが求められます。
- 玖珠町の自然・歴史・文化と積極的に関わり、地域の人と交流することで、玖珠町で育ったことへの誇りを持ち、未来の玖珠町を担う子ども・若者・大人の育成が重要となります。

施策での取組

町の取組(重点施策)

1-2-1: 地域が好きで誇りを持てる人材の育成

- 住民が先生となり、子どもを含む広い世代の住民が仕事や技術、知恵を学び体験することにより、町の魅力や地域への愛着を深めます。

1-2-2: 人材の育成・担い手育成

- 地域おこし協力隊によるコミュニティ活動や、集落支援員による集落対策活動等を通じて、ともにまち・地域づくりを担う人材の発掘、育成を行います。

1-2-3: まち・地域づくりへの積極的な参画

- ワークショップ等を通じて住民の、「まち・地域づくりへの積極的な参画」を促し、ともにまち・地域について考え、行動する機会をつくり出します。

1-2-4: さまざまな団体との協働の取組

- 町内にある、NPO法人や任意団体と協働し、町の共通の課題解決に向けてともに取り組みます。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・一人ひとりが地域の担い手であることを意識する。
- ・地域に関心を持ち、玖珠町の魅力について理解を深める。



数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値	
				令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
1	玖珠町に「ずっと住むつもりである」「当分転居(転出)するつもりのない」人の割合	R1	82.3% (747人中 615人)	83.0%	85.0%
2	まち・地域づくりの担い手の育成人数(地域おこし協力隊・集落支援員の人数)	R2	7人	9人	10人
3	住民が地域の魅力を伝えることができる体験や授業等の講師の人数	R2	0人	15人	20人



施策1-3 移住・定住の促進

〔 施策目標 〕

- 玖珠町の豊かな自然環境や歴史・文化等の魅力を伝えながら、町全体で暮らしやすいまちづくりを進め、様々な機会から移住・定住を促進します。
- 移住者が仕事をしながら地域と関わり、住み続けることができるまちを目指します。
- 少子高齢化、人口減少に歯止めをかけるため、玖珠町で生まれ育った若い世代が戻ってきやすい定住支援を目指します。

施策を取り巻く環境(現況と課題)

(移住・定住促進、若者定住支援策)

- 玖珠町では、移住者支援関連の補助事業を拡充する等、取組を強化しています。今後も地方への移住を検討する人は、拡大していくと推測されています。
- 移住定住を促進する観点からも、住宅の確保に関する魅力的な制度や空き家情報バンク制度※を充実させる必要があります。
- 若者の定住支援に向けて、横断的な体制づくりや施策展開が必要となります。

※空き家情報バンク制度：

空き家バンク、空き家の売却、または賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、玖珠町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度。

施策での取組

町の取組(重点施策)

1-3-1：移住人口、交流人口増を目的にした情報発信の強化

- 移住希望者等に対してホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等、多様な情報通信メディアを活用した情報発信を行う等、移住定住者に対する戦略的な広報を行うことで、移住人口、交流人口の増加を図ります。

1-3-2：移住対策の推進

- 移住フェアやセミナー等に参加し、積極的に移住希望者との接点を持ちます。
- 移住者の不安の軽減につながるよう、移住支援の拡充に努めます。
- お試し住宅を活用した移住施策に取り組みます。

1-3-3: 定住対策

○玖珠町で生活できる体制を支援するため、創業、就業の支援や玖珠町が推進する農産品の栽培・経営技術習得や、ファーマーズスクール*等による就農支援を実施します。

*ファーマーズスクール：
農業経験がない人でも就農するために必要な技術や知識を身につけることが可能で、技術習得のための実習及び座学、学んだことを自らが管理するほ場（農地）で実践する模擬営農で構成されています。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・玖珠町の歴史・文化への理解を深め、移住希望者へ魅力を発信する。
- ・移住希望者が地域の一員として安心して移住・定住できるよう支援する。



数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目 標 値	
				令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
1	玖珠町の公式アプリ登録者数	R2	300人	3,000人	8,500人
2	玖珠町の移住支援を活用した移住者数	R2	20人	50人	60人
3	玖珠町の就労支援を活用した年間定住者数	-	-	12人	12人
4	空き家バンク登録件数	R2	8件	20件	25件

※表中の(-)は、該当指標の現況値が不明、または把握できていない項目



施策1-4 関係・交流人口の創出

【 施策目標 】

- 多くの住民が、それぞれの分野で玖珠町の魅力を発信し、玖珠町の魅力を語るができるようなまちを目指します。
- 玖珠町へのリピーターや玖珠町のファンが増えるような、情報発信等により、関係人口の創出や、交流人口の拡大を目指します。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

（関係人口の創出、交流の拡大）

- 玖珠町には、地形や気候を生かした農産物や歴史・文化があります。また、玖珠町を通過する旅行者は多いものの、町内での滞在時間は短い状況にあります。
- ふるさと納税※を活用しながら、玖珠町の魅力や知名度の向上を図る取組を積極的に推進し、関係人口の創出を図ります。

（広報・広聴・情報発信）

- 関係人口や交流人口を創出するため、ホームページ、フェイスブック、アプリ等の媒体を活用し、町外の人々に対しても情報発信をする必要があります。

※ふるさと納税：
生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度。



施策での取組

町の取組（重点施策）

1-4-1：ふるさと納税の推進による関係人口の創出

- ふるさと納税を推進し、全国へ魅力を発信するとともに、町内事業者の所得向上やまちづくりの財源確保につなげます。
- 寄附者の心をつかむような寄附金の使い方について検討し、玖珠町の魅力発信、知名度の向上を図ります。



1-4-2: 体験交流・情報発信施設等の活用

- 道の駅を活用した出荷者自らによる展示、PR販売や観光情報等の発信等を通じて、玖珠町の魅力を直接、来訪者に発信します。
- 憩いの森や三日月の滝公園を活用した、体験型の都市交流や、短期滞在型観光の実施により、交流人口の拡大を図ります。
- 玖珠町との関わりの深い福岡県福岡市長住地区、福岡県志免町、福岡県柳川市との交流を継続します。
- メルヘン大使を通じて、玖珠町の魅力や情報を発信します。
- 玖珠町総合運動公園や、メルヘンの森スポーツ公園、玖珠町B&G海洋センター等を利用し、各種スポーツ大会を通じて町外の選手と交流します。
- 民間と協働し、スポーツ合宿ができる環境整備について検討します。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・町内外の地域や人との交流や関わりを深め、取組を通じて、玖珠町の知名度向上につなげる。
- ・ふるさと納税制度を積極的に活用し玖珠町の特産品をPRする。



数値目標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値	
				令和7年(2025)	令和12年(2030)
1	玖珠町にふるさと納税をしてくれた方の寄付件数	R1	3,151件	6,000件	7,000件
2	道の駅のレジ通過客数	R1	403,384人	425,000人	450,000人



施策1-5 男女共同参画社会の実現

〔 施策目標 〕

- あらゆる場面において性別に捉われず、それぞれの個性・能力に応じた役割を平等に担うとともに、その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会※を目指します。

※男女共同参画社会：

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会のこと。



施策を取り巻く環境（現況と課題）

（男女共同参画）

- 玖珠町では、玖珠町第3次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に向けた意識改革、男女が安心できる生活の確保、女性の活躍の推進を柱とした様々な取組を進めています。
- 男女共同参画社会を実現するためには、男女平等に向けた意識改革が必要であり、これまでも様々な事業を通じ、性別による役割分担意識等の固定的な考え方を見直しを進めてきました。今後は男女共同参画に向けた意識改革を図る等、女性がさらに社会で活躍できるよう取り組んでいく必要があります。



施策での取組

町の取組（重点施策）

1-5-1：男女共同参画に向けた意識改革

- 男女の役割分担意識を改革するため、男女共同参画週間に合わせた啓発イベントをはじめ、地域（各地区）における研修、広報誌、ウェブサイト等の様々な媒体を利用した各種啓発事業を通じて、男女共同参画に向けた意識改革に取り組みます。

1-5-2：男女が安心できる生活の確保

- 女性に対する暴力をなくす運動月間に合わせた啓発イベントの開催等、DV（ドメスティックバイオレンス）※やハラスメント等の防止策を推進し、一人ひとりの人権が尊重される地域社会づくりを推進します。
- DV（ドメスティックバイオレンス）・犯罪被害者等に対応する相談体制を構築し、ケースに応じた助言を行うほか、連携会議等の関係機関と連携し、相談者のニーズに応じた支援の充実に努めます。

※DV（ドメスティックバイオレンス）：domestic violence

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。



1-5-3: 女性の活躍の推進

- 女性の就労機会の拡大や、誰もが育児休業、介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた事業主研修の実施及び事業所内研修の推進等、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。
- 家庭内で子育てや介護が必要になっても離職に追い込まれることなく、働きながら子育て・介護が継続できるよう、子育て・介護支援サービスの充実を図ります。
- 農業従事者や個人事業主に対する男女共同参画研修を実施し、農業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進を図ります。

協働による取組(わたしたちができること)

- ・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行う。
- ・事業所では、性別にとらわれない職場や仕事と生活が調和できる労働条件の整備に努める。

関連する個別計画 (担当課は令和3年4月1日現在)

- 玖珠町第3次男女共同参画プラン 【人権確立・部落差別解消推進課 人権確立班】
- 玖珠町DV対策基本計画 【人権確立・部落差別解消推進課 人権確立班】
- 玖珠町女性活躍推進計画 【人権確立・部落差別解消推進課 人権確立班】

数値目標

No	指 標 名	現状値 の年度	現状値	目標値	
				令和7年 (2025)	令和12年 (2030)
1	町の審議会、委員会等に占める女性の割合	R1	24.3%	30.0%	40.0%
2	職場において「男女平等が実現している」と感じる人の割合	H29	10.0%	30.0%	50.0%
3	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるに反対及びどちらかと言う反対と思う人の割合	H29	54.8%	60.0%	65.0%